

消 防 予 第 391 号
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検基準に係る点検要領等
についての一部改正について

防火対象物の点検要領については、「消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成 14 年 12 月 13 日付け消防安第 125 号。以下「125 号通知」という。）により運用されてきたところですが、「消防法施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年総務省令第 123 号）が令和 2 年 12 月 25 日に公布されたことに伴い、防火対象物の点検基準に係る事項等が改正されたことから、125 号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 125 号通知の一部を次のように改正する。

別添 2 点検要領、第 2 消防計画 中

点検項目		点検方法	判定方法
消防計画	火災予防上の自主検査	1～2 (略) 3 自主検査の箇所の状態について目視により確認すること。 4 (略)	(略)
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	1～2 (略) 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の箇所の状況について目視により確認すること。 4 (略)	(略)
	避難施設の維持管理及びその案内	1～2 (略) 3 避難経路の案内が掲示されている場合は、当該掲示板について確認すること。 4 避難施設の管理の状態を目視により確認すること。 5 (略)	(略)
	防火上の構造の維持管理	1～2 (略) 3 防火上の構造の維持管理の状態について目視により確認すること。 4 (略)	(略)

を

点検項目		点検方法	判定方法
消防計画	火災予防上の自主検査	1～2 (略) 3 自主検査の箇所の状態について目視により確認すること(規則第4条の2の6第2項各号に該当する防火対象物又はその部分を除く。) 4 (略)	(略)
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	1～2 (略) 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の箇所の状況について目視により確認すること(規則第4条の2の6第	(略)

	<p>2項各号に該当する防火対象物又はその部分を除く。)</p> <p>4 (略)</p>	
避難施設の維持管理及びその案内	<p>1～2 (略)</p> <p>3 避難経路の案内が掲示されている場合は、当該掲示板について確認すること(規則第4条の2の6第2項各号に該当する防火対象物又はその部分を除く。)</p> <p>4 避難施設の管理の状態を目視により確認すること(規則第4条の2の6第2項各号に該当する防火対象物又はその部分を除く。)</p> <p>5 (略)</p>	(略)
防火上の構造の維持管理	<p>1～2 (略)</p> <p>3 防火上の構造の維持管理の状態について目視により確認すること(規則第4条の2の6第2項各号に該当する防火対象物又はその部分を除く。)</p> <p>4 (略)</p>	(略)

」

に改める。

消防庁予防課
 担当：七條、木村、金子
 電話：03-5253-7523
 FAX：03-5253-7533

消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等についての一部改正に係る新旧対照表

新				旧			
別添2 点検要領 第2 消防計画 2 点検方法等				別添2 点検要領 第2 消防計画 2 点検方法等			
点検項目		点検方法		点検項目		点検方法	
消防計画	火災予防上の自主検査	1～2 (略) 3 自主検査の箇所の状態について目視により確認すること（規則第4条の2の6第2項各号に該当する防火対象物又はその部分を除く。）。 4 (略)	(略)	火災予防上の自主検査	1～2 (略) 3 自主検査の箇所の状態について目視により確認すること。 4 (略)	(略)	(略)
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	1～2 (略) 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の箇所の状況について目視により確認すること（規則第4条の2の6第2項各号に該当する防火対象物又はその部分を除く。）。 4 (略)	(略)	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	1～2 (略) 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の箇所の状況について目視により確認すること。 4 (略)	(略)	(略)
	避難施設の維持管理及びその案内	1～2 (略) 3 避難経路の案内が掲示されている場合は、当該掲示板について確認すること（規則第4条の2の6	(略)	避難施設の維持管理及びその案内	1～2 (略) 3 避難経路の案内が掲示されている場合は、当該掲示板について確認すること。 4 避難施設の管理の状態を目視により確認すること。 5 (略)	(略)	(略)
				防火上の構造の維持管理	1～2 (略)	(略)	(略)

		<p>第2項各号に該当する防火対象物又はその部分を除く。)</p> <p>4 避難施設の管理の状態を目視により確認すること（規則第4条の2の6第2項各号に該当する防火対象物又はその部分を除く。)</p> <p>5 (略)</p>				<p>3 防火上の構造の維持管理の状態について目視により確認すること。</p> <p>4 (略)</p>	
	防火上の構造の維持管理	<p>1～2 (略)</p> <p>3 防火上の構造の維持管理の状態について目視により確認すること（規則第4条の2の6第2項各号に該当する防火対象物又はその部分を除く。)</p> <p>4 (略)</p>	(略)				